

# 小樽市いじめ防止基本方針(素案)の概要

## 第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### ○ いじめの定義

- ・ 「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

### ○ いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ 子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### ○ いじめの禁止

- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

### ○ いじめ防止に向けた方針

- ①市として ②学校として ③保護者として ④小樽の子として ⑤小樽市民として

### ○ 北海道等との連携

## 第2 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策

### ○ 「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

- ・ いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図る組織

### ○ 「小樽市いじめ防止対策審議会」の設置

- ・ 重大事態に係る調査などのため、教育委員会の附属機関

### ○ 教育委員会の具体的な取組

- ①いじめの防止・早期発見に関すること
- ②いじめの対応に関すること

## 第3 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

### ○ 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒の指導体制の確立、校内研修の充実などの方針

### ○ 市立学校の組織づくりに向け

- ・ 日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織

### ○ 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組

- ①未然防止 ②早期発見 ③早期対応

## 第4 重大事態への対処

### ○ 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ② 重大事態の報告

- ・ 市立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

#### ③ 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

#### ④ 調査を行うための組織

- ・ 教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、「小樽市いじめ防止対策審議会」において、速やかに調査に当たる。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

#### ⑥ その他留意事項

#### ⑦ 調査結果の提供及び報告

### ○ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### ① 再調査

- ・ 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査を行う。
- ・ 再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### ② 「小樽市いじめ調査委員会」の設置

- ・ 小樽市は、重大事態が起きた場合等の際には、教育委員会の報告を受け、必要に応じて再調査を行うための「小樽市いじめ調査委員会」を設置する。
- ・ 構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家など

#### ③ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。